市第 110 号議案

地区センターの指定管理者の指定 次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成24年12月6日提出

横浜市長 林 文 子

	指		
名 称	所 在 地	名称	指定の期間
横浜市港南地区センター	港南区港南六丁目2番3号	一般社団法人こうなん区民利 用施設協会	平成25年4月1日か ら平成28年3月31日
	口と田Jワ	会長高森政雄	まで まで
横浜市野庭地区 センター	同	同	同
横浜市東永谷地 区センター	同	同	同
横浜市蒔田コミ ュニティハウス	南区浦舟町3丁 目46番地	特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会	平成25年4月1日か ら平成30年3月31日
横浜市桜道コミュニティハウス	港南区港南六丁目2番3号	理事長 石 井 正 雄 一般社団法人こうなん区民利 用施設協会 会長 髙 森 政 雄	まで 平成25年4月1日か ら平成28年3月31日 まで
横浜市日野南コ ミュニティハウ ス	同	同	平成25年4月1日か ら平成27年3月31日 まで
横浜市師岡コミ ュニティハウス	港北区菊名六丁 目18番10号	一般財団法人こうほく区民施 設協会 理事長 大 谷 宗 弘	平成25年4月1日か ら平成30年3月31日 まで
横浜市霧が丘コ ミュニティハウ ス	緑区中山町413 番地の 4	緑区区民利用施設協会 会長 柳 光 男	同
横浜市上郷矢沢 コミュニティハ ウス	栄区桂町279番 地の29	特定非営利活動法人さかえ区 民活動支援協会 理事長 磯 﨑 保 和	横浜市上郷矢沢コミュニティハウスの供用開始の日から平成30年3月31日まで

市第 110 号

横浜市下野庭ス	港南区港南六丁	一般社団法人こうなん区民利	平成25年4月1日か
ポーツ会館	目2番3号	用施設協会	ら平成28年3月31日
		会長 髙 森 政 雄	まで

提案理由

横浜市港南地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方 自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)